

## 豊中市協働事業市民提案制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市市民公益活動推進条例（平成15年豊中市条例第56号。以下「条例」という。）第9条の趣旨に基づき、市が市民公益活動団体（以下「団体」という。）から事業の提案を募集し、市と団体が協働して事業を行う協働事業市民提案制度（以下「本制度」という。）を実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民公益活動 自発的及び自的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。
  - ア 営利を目的とするもの
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
  - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (2) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う団体をいう。

### (事業の募集及び要件)

第3条 市は、毎年度、次の各号に掲げる要件を満たす事業について、市民公益活動団体からの提案を募集する。

- (1) 市内で行われること又は市民が主な担い手若しくは参加者であること。
- (2) 提案した団体が企画し実施すること。
- (3) 市と協働し適切な役割分担をすることで、より効果があがること。
- (4) 第4次豊中市総合計画基本構想の方向性に沿った内容であること。

### (提案する市民公益活動団体の要件)

第4条 次の各号に掲げる要件を満たす市民公益活動団体は、前条の提案に対し、事業を提案することができる。

- (1) 行政が事務局に参加していないこと。
- (2) 市内に事務所を有すること又は市内で市民公益活動を行うこと。
- (3) 地方自治法等の規定に基づき兼業が禁止される者が、役員等の組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体ではないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 第6条の募集説明会及び第7条の事前意見交換会に参加していること。

### (募集方法等)

第5条 事業の提案の募集（以下「募集」という。）は、市の広報誌及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- 2 募集は、原則として毎年度1回行うものとする。
- 3 市長は募集に際して、特に提案を求めたい事項を設定することができる。

### (募集説明会)

第6条 市長は、条例第9条第3項に規定する基本原則及び本制度の手続きを周知するため、募集説明会を実施するものとする。

2 事業を提案しようとする市民公益活動団体は、募集に申し込もうとするときは、前項の募集説明会に参加しなければならない。

#### (事前意見交換会)

第7条 市長は、前条の募集説明会を実施した後、一定の期間を定め、事業を提案しようとする市民公益活動団体と、市民協働部コミュニティ政策課（以下「所管課」という。）やその事業の内容に関連すると思われる課（以下「関連課」という。）又は関連機関（以下「関連機関」という。）が、事業実施によって解決しようとする地域の課題や事業の必要性、内容等について意見を交換するため、事前意見交換会を実施するものとする。

2 事業を提案しようとする市民公益活動団体は、前項の事前意見交換会への参加を、市長が別に定める方法により、所管課に申し込むものとする。

3 豊中市協働推進本部会議設置要綱（以下「本部会議設置要綱」という。平成24年4月1日実施）第7条第3項に規定する関連課の協働推進員及び関連機関は、第1項の事前意見交換会に参加しなければならない。

4 前項に規定する事前意見交換会への参加に関する調整等は、所管課において行う。

#### (事業の提案)

第8条 事業の提案は、提案しようとする市民公益活動団体が、前条の事前意見交換会の実施後、協働事業提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長が定める提出期間内に、持参又は郵送等により市長に提出するものとする。

(1) 提案事業企画案（様式第2号）

(2) 提案する市民公益活動団体に関する次の書類

(ア) 当該年度の予算書

(イ) 直近の事業報告書及び決算書

(ウ) 定款、会則その他これらに類するもの

(エ) 役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び関わる活動がわかるもの）

(オ) 会報、新聞の切抜、活動の様子の写真その他の団体の通常の活動内容が分かる資料

(3) 誓約書（様式第3号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の提出期間は、2週間以上設けるものとする。

#### (提案の受付)

第9条 前条の規定による提出は、提案された事業（以下「提案事業」という。）に係る第7条第1項の関連課又は同条第2項の所管課において受け付けるものとする。

2 前項の規定により提出を受け付けた関連課の協働推進員は、提出された協働事業提案書及び添付書類（以下「提案書等」という。）並びに協働事業市民提案受付課報告書（様式第4号。以下「受付課報告書」という。）を、本部会議設置要綱第7条第2項に規定する主任協働推進員を経由して、所管課に提出しなければならない。

3 所管課は、第1項の規定により受け付けた提案書等の写しを主任協働推進員及び関連機関に送付するものとする。主任協働推進員は、所管課から送付された提案書等について協働推進員に報告する。

#### (協働事業の実施に関する調査)

第10条 関連課の協働推進員及び関連機関は、所管課からの依頼に基づき、提案事業に関する次の各号に掲げる事項について調査し、その結果を、協働事業市民提案制度調査報告書（様式第5号。以下「調査報告書」という。）により回答しなければならない。

(1) 提案内容に関連する法令及び制度

(2) 提案内容が市の他の制度又は仕組みに対応することの適否

(3) その他提案事業を協働で実施することについて、調査を必要と認める事項

2 関連課の協働推進員は、調査報告書を主任協働推進員に提出し、主任協働推進員が部内の調査報告書を取りまとめ、所管課に提出するものとする。

#### (協働事業の実施に関する委員会等の意見聴取)

第11条 市長は、本部会議設置要綱第6条に規定する豊中市協働推進本部会議幹事会（以下「幹事会」という。）及び条例第8条に規定する豊中市市民公益活動推進委員会（以下「委員会」と

いう。)に、調査報告書の内容を踏まえ、提案事業を協働で実施することに関し、意見を聴くものとする。

2 前項の規定により意見を聴くために開催される委員会の会議は、非公開とする。

3 関連課及び関連機関の長は、前項の会議に出席して調査報告書の内容について口頭で説明するものとする。

(調査に基づく決定)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による調査及び前条第1項の規定による意見聴取の結果を踏まえ、事業を提案した団体(以下「提案団体」という。)に対し、書面により、次条第1項の公開プレゼンテーションに出席して、提案事業について口頭で説明することを求めるとともに、公開プレゼンテーションに出席して第10条第1項各号に掲げる事項について説明する課又は機関(以下「関係課・機関」という。)を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、提案事業について、第10条第1項の規定による調査の結果及び前条第1項の規定により聴取した意見に基づき、提案事業が次の各号のいずれかに該当することが提案書等の記載内容のみから明らかに認められる場合は、市長は、本制度による検討を終了し、その旨を提案団体に書面で通知するものとする。

(1) 法令又は市長が所管しない制度上の制約がある場合

(2) 市の他の制度等での対応が適切な場合

(公開プレゼンテーション)

第13条 市長は、提案団体及び関係課・機関が、提案事業及び当該提案事業に係る第10条第1項各号に掲げる事項について口頭で説明し、及び、市民が地域社会の課題を共有する機会とするため、公開プレゼンテーションを実施するものとする。

2 提案団体及び関係課・機関の長は、公開プレゼンテーションに出席して説明を行うとともに、委員会の委員からの質問に回答するものとする。

(協議)

第14条 委員会及び幹事会は、公開プレゼンテーションで説明が行われた提案事業に関し、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 成案化の検討の手続きに進めるか否か

(2) 成案化の検討の手続きに進めないとした提案事業については、市の他の制度又は仕組みでの対応等

(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による協議は、当該協議に必要な意見を決定するために開催される委員会及び幹事会の会議の結果を双方に提示して意見を求めることで替えることができる。

3 第1項の規定による委員会の協議及び前項の委員会の会議は、非公開とする。

(協議に基づく決定)

第15条 市長は、前条規定による協議の内容を参考とし、公開プレゼンテーションで説明が行われた提案事業に関する次に掲げる事項について決定し、当該決定の内容を提案団体、委員会及び幹事会に書面で通知するものとする。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 成案化の検討の手続きに進めるとした提案事業については、担当する課・機関(以下「担当課・機関」という。)及び条件を付するか否か

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の決定をするにあたっては、次に掲げる事項に着眼して行うものとする。

(1) 提案事業は、第4次豊中市総合計画基本構想の方向性と合致し、かつ、公益性及び実現可能性を有するか。

(2) 提案事業は、先駆性及び発展普及性を有するか。

(成案化の検討)

第16条 前条第1項の規定により成案化の検討の手続きに進めると決定された提案事業の提案団体及び担当課・機関は、当該提案事業をもとに、より効果的な事業内容や役割分担等についての検討(以下「成案化の検討」という。)を行うものとする。

2 成案化の検討は、当該提案事業の提案団体及び担当課・機関により組織される企画会議によ

り行うものとする。

(成案化事業の確定)

第17条 成案化の検討を行った提案団体及び担当課・機関は、協働して事業を行うことについて合意した場合は、当該事業（以下「成案化事業」という。）の内容を、成案化事業企画書を作成することにより確定するものとする。

(成案化事業の実施)

第18条 前条の成案化事業企画書を作成した提案団体及び担当課・機関は、当該成案化事業企画書の内容に基づき、成案化事業を誠実に実施しなければならない。

2 前条の成案化事業企画書に記載するもののほか必要な事項については、当該成案化事業企画書を作成した提案団体及び担当課・機関がその都度協議して定めるものとする。

(成案化事業の評価)

第19条 提案団体及び担当課・機関は、事業の終了後、それぞれが協働事業の成果等に対する評価を行うものとする。

(決定の取消し)

第20条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条の規定する決定の全部又は一部の取消し（以下「決定の取消し」という。）を行うことができる。

- (1) 市民公益活動団体に該当しなくなったとき。
- (2) 実施する事業が第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により決定の取消しをしたとき、当該決定の取消しに係る内容に関し既に費用等が支払われている場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(情報公開)

第21条 市長は、提案事業の名称、当該提案事業が成案化の検討に進んだか否か、成案化事業の実施状況等その他提案事業の本制度における取扱いの状況を、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により公開するものとする。

2 前項の公開は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報の保護に留意して行うものとする。

(所管)

第22条 第18条に規定する成案化事業の実施を除く本制度に係る事務は、市民協働部コミュニティ政策課が所管するものとする。

(その他の事項)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民協働部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年5月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

2 この要綱による改正後の豊中市協働事業市民提案制度実施要綱第19条の規定は、平成25年12月1日前にこの要綱による改正前の豊中市協働事業市民提案制度実施要綱第15条の規定による決定に係る提案団体についても適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和4年2月1日から実施する。

2 この要綱による改正後の豊中市協働事業市民提案制度実施要綱第19条の規定は、令和4年2月1日以後に成案化された事業について適用し、この要綱による改正前の豊中市協働事業市民提案制度実施要綱第17条の規定に基づき令和4年1月31日までに成案化された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(あて先)  
豊 中 市 長

(提案者)  
主たる事務所所在地  
(代表者住所)  
団体名  
代表者の役職名・名前

## 年度 協働事業提案書

このことについて、下記のとおり提案します。

### 記

#### 1 提案事業の名称

#### 2 提案事業の内容

様式2「提案事業企画案」のとおり

#### 3 団体について

ふりがな 団体名			
代表者の ふりがな 役職名・名前			
主たる事務所所在地 (代表者住所)		〒	
電話		ファクス	
電子メール		ホームページ	
設立年月	年 月	構成員数	人
担当者の ふりがな 役職名・名前			
担当者連絡先 (上記の「主たる事務所所在地 (代表者住所)」と異なる場合ご記入ください。)			
住所	〒		
電話		ファクス	電子メール

(添付書類)

- 1 提案団体の当該年度全事業の予算書 (募集時期に提出が無理であれば、最新のもので代用可)
- 2 前年度事業報告書、収支決算書 (募集時期に提出が無理であれば、最新のもので代用可)
- 3 定款又は会則等
- 4 役員名簿 (名前、住所、提案団体での役職名、経歴や関わる活動がわかるもの)
- 5 日ごろの活動内容がわかるもの (会報、新聞記事、活動の写真等)

受付課	部	課	係 (電話 )
受付日	年	月	日 ( )

年度 協働事業提案  
事業企画案

1 提案事業の名称

提案する協働事業の目的や内容をイメージしやすい名称をつけてください。

2 提案事業の目的

以下の①～③の内容を具体的に記入してください。(箇条書き又は文章で記入。)

- ①団体が取り組んでいる活動内容
- ②活動する中で行政と協働で取り組む必要性を感じたきっかけ (地域の課題やニーズ)
- ③協働事業提案を基にめざす社会・まち (目的)

3 提案事業の内容と実施方法 (必要な予算・財源の提案も含む)

現時点で考えている提案事業の内容について、「誰が」「誰と」「誰(何)を対象に」「いつ」「どのようにして」「何をする」のかを、具体的にお書きください。

提案事業を実施するために、貴団体ではどのような体制をとるか、どのような手法を使うか、どのように予算を確保するか、豊中市とどのように役割を分担するか、どのような関係団体や専門家に協力を求めることが可能かなど、お書きください。

(1) 事業の対象者 (対象物)

(2) 実施内容と役割分担 (何を、どこで、誰がするのか)

	実施内容	担い手
1		
2		

(3) 年間スケジュール

(4) 実施体制（貴団体の体制および、協力を求める団体・専門家など）

(5) 予算

事業に必要な経費	資金の調達方法

4 想定する担当部局

現時点で想定できる提案事業の担当部局をお書きください。

5 協働の必要性（協働の効果・利点）

なぜこの事業を豊中市と協働で実施する必要があるのか、協働することによってどのような効果や利点があるのか、具体的にお書きください。

6 提案団体の事業実績等

貴団体の 事業実績 や 行政との 協働実績	年	月	内容	
貴団体の 専従職員	専従職員数（そのうちの有給職員数）		専従職員の経歴・関わる活動など	
	人（           人）			
提案事業 担当者	名 前		貴団体での役職名	経歴・関わる活動など
団体外 協力者	名 前		団 体 名	経歴・関わる活動など

※記入内容が多い場合、「別紙記載」でも差しつかえありませんので、わかりやすく具体的に記述してください。

## 誓約書

当団体は、豊中市協働事業市民提案制度実施要綱の規定に基づき市に事業の提案をするにあたり、下記事項を誓約します。

### 記

誓約 事項 1	当団体は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体ではありません。	<input type="checkbox"/>
誓約 事項 2	当団体は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではありません。	<input type="checkbox"/>

※誓約事項を確認し、該当する場合は□の中にレ点チェックを記入してください。

年 月 日

豊中市長 宛

団体所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

豊中市協働推進本部会議幹事会  
幹事長(市民協働部長) 宛

(所属)

課

協働推進員(氏名)

(電話)

年度 協働事業市民提案  
受付課報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 提案事業の名称

2 提案団体名

3 受付年月日

4 提案内容に関し直接活用できる法令・制度等 ※いずれかに○をつけてください。

①ない

②ある(内容

)

5 提案内容に関する法令等の制限 ※いずれかに○をつけてください。

①ない

②ある(内容

)

6 その他提案内容に対する意見

主任協働推進員経由で、ご提出ください。

年 月 日

豊中市協働推進本部会議幹事会  
幹事長（市民協働部長） 宛

（所属） 部

主任協働推進員（氏名）

年度 協働事業市民提案  
調 査 報 告 書

年 月 日付けで豊中市協働推進本部会議幹事会より照会のあった「協働の市民提案」について、下記のとおり報告します。

記

1 関連課（協働推進員）・関連機関

（所属）

（担当）

（電話）

2 提案事業の名称

3 提案団体名

4 提案内容に関し直接活用できる法令・制度等 ※いずれかに○をつけてください。

①ない

②ある（内容 \_\_\_\_\_）

5 提案内容に関する法令等の制限 ※いずれかに○をつけてください。

①ない

②ある（内容 \_\_\_\_\_）

6 その他提案内容に対する意見